

魚津市告示第103号

魚津市フードバンク事業運営支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年9月3日

魚津市長 村椿 晃

魚津市フードバンク事業運営支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市フードバンク事業運営支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「フードバンク事業」とは、様々な理由で市場に流通できない食糧を企業及び個人から受け入れ、食糧の支援が必要な市民に対し、無償で配布する事業をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う影響等を踏まえ、生活困窮者への食糧支援を強化するため、社会福祉法人魚津市社会福祉協議会（以下「補助対象者」という。）が実施するフードバンク事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象経費及び交付額)

第4条 補助金の対象経費及び交付額は、次に掲げる経費の総額とし、50万円を上限とする。ただし、算定された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 食糧等を保存するために必要な備品購入費及び消耗品費

(2) 補助事業を啓発するために必要な広報活動費

(交付申請書)

第5条 規則第3条に規定する申請書は、魚津市フードバンク事業運営支援補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

(補助金の決定通知)

第6条 規則第6条に規定する決定通知は、魚津市フードバンク事業運営支

援補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

（概算払）

第7条 補助対象者は、魚津市フードバンク事業運営支援補助金概算払請求書（様式第3号）を市長へ提出し、概算払を請求することができる。

2 市長は、前項による請求について、補助事業の円滑な実施のために必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

（変更承認等）

第8条 補助対象者は、交付申請の内容を変更しようとするときは、魚津市フードバンク事業運営支援補助金変更承認申請書（様式第4号）を速やかに提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、規則第5条第1項第4号に規定する承認を受けるときは、魚津市フードバンク事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を速やかに提出し、市長の承認を受けなければならない。

（事業状況報告書）

第9条 規則第10条に規定する事業状況の報告は、魚津市フードバンク事業状況報告書（様式第6号）によるものとする。

（実績報告書）

第10条 規則第12条に規定する実績報告書は、魚津市フードバンク事業実績報告書（様式第7号）によるものとする。

（補助金額の確定通知）

第11条 規則第13条第1項に規定する通知は、魚津市フードバンク事業運営支援補助金額の確定通知書（様式第8号）によるものとする。

（補助金の経理）

第12条 補助対象者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分し、補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号（第 5 条関係）

令和 年 月 日

魚津市長

あて

住 所

団 体 名

代表者氏名

魚津市フードバンク事業運営支援補助金交付申請書

魚津市フードバンク事業を実施したいので、魚津市フードバンク事業運営支援補助金 円を交付されるよう魚津市フードバンク事業運営支援補助金交付要綱第 5 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 定款及び役員名簿

様式第 2 号（第 6 条関係）

魚津市指令 第 号

住 所
団 体 名
代表者氏名

魚津市フードバンク事業運営支援補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった魚津市フードバンク運営支援事業費補助金については、魚津市フードバンク事業運営支援補助金交付要綱第 6 条の規定により、次の条件を付して金 円を交付する。

令和 年 月 日

魚津市長

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった魚津市フードバンク事業とし、その内容については、当該申請書記載のとおりとし、当該事業以外の費用に使用してはならない。
- 2 この事業を実施しないことがあるときは、補助金の全部又は、一部を返還させることがある。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 4 魚津市フードバンク事業運営支援補助金交付要綱に従うこと。
- 5 事業実施報告は、令和 3 年 3 月 31 日までに提出すること。

様式第3号（第7条関係）

令和 年 月 日

魚津市長

あて

住 所
団 体 名
代表者氏名

魚津市フードバンク事業運営支援補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け魚津市指令 第 号で補助金の交付決定があった魚津市フードバンク事業運営支援補助金について、魚津市フードバンク事業運営支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 概算払を必要とする理由

2 請求額 円

3 請求額の振込先

金融機関
預金種目
口座番号
(フリガナ)
口座名義

様式第4号（第8条関係）

令和 年 月 日

魚津市長

あて

住 所

団 体 名

代表者氏名

魚津市フードバンク事業運営支援補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け魚津市指令 第 号で補助金の交付決定があった魚津市フードバンク事業について、下記の理由により事業の内容を変更したので、魚津市フードバンク事業運営支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

1 変更を必要とする理由

関係書類

1 事業変更計画書

2 収支変更予算書

様式第5号（第8条関係）

令和 年 月 日

魚津市長

あて

住 所

団 体 名

代表者氏名

魚津市フードバンク事業中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け魚津市指令 第 号で補助金の交付決定があった魚津市フードバンク事業について、下記の理由により中止(廃止)したいので、魚津市フードバンク事業運営支援補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

1 中止期間（廃止日）

2 中止（廃止）する理由

関係書類

1 実施状況報告書

様式第6号（第9条関係）

令和 年 月 日

魚津市長

あて

住 所
団 体 名
代表者氏名

魚津市フードバンク事業状況報告書

令和 年 月 日付け魚津市指令 第 号で補助金の交付決定があった魚津市フードバンク事業について、その状況を魚津市フードバンク事業運営支援補助金交付要綱第9条の規定により、次の関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

1 実施状況報告書

様式第7号（第10条関係）

令和 年 月 日

魚津市長

あて

住 所
団 体 名
代表者氏名

魚津市フードバンク事業実績報告書

令和 年 月 日付け魚津市指令 第 号で補助金の交付決定があった魚津市フードバンク事業について、魚津市フードバンク事業運営支援補助金交付要綱第10条の規定により、次の関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書

様式第8号（第11条関係）

魚津市指令 第 号

住 所
団 体 名
代表者氏名

魚津市フードバンク事業運営支援補助金額の確定通知書

令和 年 月 日付け魚津市指令 第 号で補助金の交付決定をした魚津市フードバンク事業運営支援補助金については、魚津市フードバンク事業運営支援補助金交付要綱第11条の規定により、交付額を金 円に確定する。

令和 年 月 日

魚津市長